

7月から「免除」「納付猶予」申請の受付を開始



所得が少ないときや失業等で国民年金保険料（令和元年度 1万6410円/月）を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度」を利用しましょう。

◆希望者は申請を
7月1日(月)から令和元年度分（令和元年7月～令和2年6月）の申請受付を開始します。利用希望者は申請してください。原則、申請は毎年度必要です。

なお、昨年度に全額免除又は納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた方で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、日本年金機構から郵送される審査結果を確認してください。

◆保険料免除制度
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請書を提出いただき、承認され、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四種類あります（左頁表1参照）。

◆納付猶予制度
20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請書を提出いただき、承認されると、保険料の納付が猶予されます（左頁表1参照）。

※両制度とも申請時点から2年1か月前まで遡って申請できますが、申請が遅れて保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や病気・事故などによる障害・死亡等の万一の際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない恐れがありますので、申請はお早めにお願います。免除等の承認を受けた期間と将来の年金受給との関係は左頁表2のとおりです。

失業等による特例申請
失業等を理由とした申請（「特例申請」）の場合には、失業した方（配偶者・世帯主も含む）の所得については審査対象から除かれます。



特例申請が可能な期間は、失業日（＝退職日の翌日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

〈申請方法〉
申請場所 市民課国民年金係（市役所1階）又は支所市民福祉課（アスパアこども内）
持参するもの
①年金手帳又はマイナンバーカード（若しくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類）
②印鑑
③特例申請をする人は、失業したことわかる「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「退職辞令（公務員）」等のいずれかのコピー

表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等



※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告書控等でご確認ください。地方税法に定める障害者および寡婦の場合は、基準額が変わります。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。

★市民課国民年金係 ☎25-1 1 1 4、支所市民福祉課 ☎72-1 3 3 3、熊谷年金事務所 ☎0 4 8-5 2 2-5 0 1 2

市県民税のお知らせ

★課税課 ☎25-1 1 2 3

市県民税の申告相談

市県民税の申告が必要と思われる方に、申告をお願いする通知を8月中に発送し、申告相談を実施します。

対象

- ①前年又は前々年に市県民税が課税されていて、今年申告していない方（給与支払報告書、年金支払報告書が市に提出されている方は除く）
- ②不動産収入又は報酬などがあり、申告していない方

※所得税が課税される場合や、源泉徴収された支払調書などがある場合は、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の発行

これから申告する方で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。申告の結果、

課税になる場合、証明書の発行は市県民税の税額決定後になります。申告後発行までに期間を要しますので早めに申告してください。

扶養控除の確認

確定申告書又は給与支払報告書、年金支払報告書に基づき、対象者へ扶養確認を行います。市外の人を扶養している場合は、その住所の市区町村などへ被扶養者の合計所得などの確認を行います。

対象

- ①重複して扶養をとっている方
※複数の納税義務者が同一の方を扶養親族とすることはできません。
- ②扶養の記載があるが、その被扶養者を特定できない方
※確認の結果、扶養が取り消される場合があります。変更内容は、本人又は勤務先に通知します。